

申立てに必要な費用や書類等

1 申立費用について

- **収入印紙 1件につき800円**（申立書に貼ってください。）

※ 保佐開始と代理権付与を申し立てる場合には、2件として1,600円分の収入印紙が必要です。

補助開始と代理権付与、補助人の同意を要する行為の定めを申し立てる場合には、3件として2,400円分の収入印紙が必要です。

- **郵便切手 3,150円分**

内訳	1,000円切手・・・1枚
	80円切手・・・25枚
	20円切手・・・5枚
	10円切手・・・5枚

※ 保佐開始、補助開始の申立て、または後見開始であっても後見人候補者が2人の場合は1,000円切手が2枚必要で、合計額が4,150円となります。

- **収入印紙 2,600円分**（申立書に貼らないでください。）

※ この収入印紙は登記用です。

- **鑑定費用（必要な場合のみ） 5万円から10万円**

※ 必要がある場合は、申立時に振込用紙をお渡しします。入金方法は、口座振込（推奨）、現金持参、現金書留のいずれかで願います。

収入印紙、郵便切手は、京都家庭裁判所本庁内にある売店でも購入できます。

営業時間(平日のみ):午前10時～午後0時、午後1時～4時15分

2 区役所や市町村役場で申請する書類

(費用は京都市の場合です。平成23年2月現在)

- 戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書） 1通450円
 - 本人

- 住民票 1通350円
 - 本人
 - 候補者

- 固定資産税評価証明書 1通350円
 - 本人名義分

※ 戸籍謄本等は郵便による申請も可能です。戸籍謄本の料金や郵便による申請方法などは、各市区町村によってそれぞれ違いますので、まず本籍地の市区町村役場の戸籍担当課に電話で確認をして、申請をしてください。

3 法務局で申請する書類

後見・保佐・補助・任意後見を受けていないこと
の証明書 1通300円

本人

※ 郵便での申請は、東京法務局あてに、窓口での申請は、京都地方法務局（本局）にしてください。

京都地方法務局（本局）

〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

電話：075-231-0131(代表)

不動産全部事項証明書（登記簿謄本） 1通1,000円
（権利証ではありません）

本人名義のもの（一部本人名義であるものも含む）

遺産分割が本件申立てのきっかけである場合、その遺産

※ 不動産の所在地によって、法務局の支局や出張所での取り寄せになるものもあります。法務局にお問い合わせください。

4 主治医に作成していただくもの

診断書

(費用は申請先により異なります。)

主治医の方へのお尋ね

※ 同封している「成年後見用診断書の作成を依頼された医師の方へ」と一緒に主治医の方にお渡しください。

5 自宅などで管理しているもの

該当するものについて、写しを添付資料とし、原本を申立て時に持参してください。家庭裁判所で写しと原本を照合させていただきます。

□ 本人照会書に記載した事項に関する資料

身上面に関する資料

- 身体障害者手帳
- 精神障害者手帳
- 療育手帳
- 介護保険認定書

資産・負債関係書類

- 預貯金通帳（過去1年分程度記帳をしたもの）
- 預金証書，保険証書などの証書
- 残高証明書（通帳や証書がない場合）
- 借用書，通知書，返済明細書等

収入・支出関係資料

- 年金額通知書
- 確定申告書控
- 固定資産税通知書
- 社会保険料通知書
- 施設費，入院費等領収書（直近3か月分程度）
- 小遣い帳，出納帳など

その他の資料

- 本件の直接のきっかけとなった件，後見人等選任後に予定されている事項に関する資料